## 食品添加物の表示について

食品添加物は、食品衛生法施行規則に従い表示されている。

- ・ 記載順序(食品添加物は原材料の後に記載)は、農林物資の規格化及 び品質表示の適正化に関する法律(以下 JAS 法という。)により定め られている。
- ・ 文字の大きさ(原則8ポイント以上)は、食品衛生法及びJAS法により定められている。

使用した食品添加物は、<u>原則、物質名で記載</u>することになっているが、別途下記のような規定が定められている。

### 簡略名・類別名

一般に広く知られた名称をもつ添加物の場合には、<u>物質名の代わりに簡略</u>名・類別名での記載が可能。

例 「 L - アスコルビン酸ナトリウム 」 「ビタミン C 」 「炭酸水素ナトリウム 」 「重曹 」

## 用途名

食品添加物の主な用途である下記の8用途に該当する場合には、<u>物質名に加</u>えて用途名の記載が必要。

甘味料、着色料、保存料、糊料(増粘剤、安定剤、ゲル化剤) 酸化防止剤、発色剤、 漂白剤、防かび剤

例 甘味料(キシリトール) 着色料(クチナシ色素)

## 一括名

下記の 14 種類に該当する場合には、<u>物質名の代わりに種類を示す一括名</u>での記載が可能。

イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、 チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、乳化剤、 p H 調整剤、膨張剤

例 「クエン酸」 「酸味料」 「カフェイン」 「苦味料」 「レシチン」 「乳化剤」

## 表示の省略

加工助剤、キャリーオーバー又は栄養強化の目的で使用されるものについては、食品添加物の表示を省略することができる。

#### • 加工助剤

(定義)食品の加工の際に使用されるが、 完成前に除去されるもの、 その食品に通常含まれる成分に変えられ、その量を明らかに増加されるものではないもの、 食品に含まれる量が少なく、その成分による影響を食品に及ぼさないもの。

例 プロセスチーズ製造時に炭酸水素ナトリウム(重曹)を用いたとしても、加熱融解の工程で大部分が分解してしまい最終食品への残存はごく微量になる場合には加工助剤に該当

#### キャリーオーバー

(定義)原材料の加工の際に使用されるが、次にその原材料を用いて製造される食品には使用されず、その食品中には原材料から持ち越された添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないもの。

例 せんべいの味付け用に、安息香酸(保存料)を使用したしょうゆを 用いたとしても、当該添加物が最終食品であるせんべいの保存料とし て効果を持たない場合にはキャリーオーバーに該当

#### ● 栄養強化

例 ビタミンA、 カロテン等のビタミン類塩化カルシウム、乳酸鉄等のミネラル類L - アスパラギン酸ナトリウム、L バリン等のアミノ酸類

これらについて、米国、EU 及び CODEX と比較した一覧を別添として示す。

#### (参考法令)

#### 食品衛生法

#### (昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

2 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

#### 食品衛生法施行規則

#### (昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十三号)

**第二十一条** 別表第三に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる事項を容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五項から第八項まで、第十六項及び第十九項において同じ。)を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載すること。
  - 亦添加物(栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤(食品の加工の際に添加される物であつて、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。)及びキャリーオーバー(食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。)を除く。以下ホにおいて同じ。)であつて別表第五の中欄に掲げる物として使用されるものを含む食品にあつては、当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む食品にあつては、当該添加物を含む旨
- 二 前号に掲げる事項の記載は、邦文をもつて、当該食品又は添加物を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語によ

#### り正確に行うこと。

- 11 第一項第一号の規定にかかわらず、添加物を含む旨の表示は、一般に 広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもつて、 別表 第八の上欄に掲げる物として使用される添加物を含む食品にあつては、 同表当 該下欄に掲げる表示をもつて、これに代えることができ、 別表第三第十一号八 に掲げる食品( 別表第五の第八項中欄に掲げる物として使用される添加物以外 の添加物を含むものに限る。) 及び同表第十二号に掲げる作物である加工食品 にあつては、当該添加物を含む旨の表示を省略することができる。
- **12** 第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、 それぞれ当該各号に掲げる表示を省略することができる。
- 一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料
- 二 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合 増粘剤又は糊料
- 三 別表第三第十一号八に掲げる食品にあつては、別表第五の第八項中欄に掲げる物として使用される添加物以外の添加物を含む場合 当該添加物に係る別表第五の下欄に掲げる表示

#### 別表第五 (第二十一条関係)

甘味料	甘味料、人工甘味料又は合成甘味料
着色料	着色料又は合成着色料
保存料	保存料又は合成保存料
増粘剤、安 定剤、ゲル	主として増粘の目的で使用される場合にあつては、増粘剤又は 糊料
化剤又は糊 料	主として安定の目的で使用される場合にあつては、安定剤又は 糊料
	主としてゲル化の目的で使用される場合にあつては、ゲル化剤 又は糊料
酸化防止剤	酸化防止剤
発色剤	発色剤
漂白剤	漂白剤
防かび剤又 は防ばい剤	防かび剤又は防ばい剤
	着色料 保存料 増削、ケ は削 が が が が が が が が が が が が が が が が が が

# 別表第八 (第二十一条関係)

イーストフー  イーストフード	
ガムベース ガムベース	
かんすい かんすい	
酵素    酵素	
光沢剤    光沢剤	
香料 香料又は合成香料	
酸味料酸味料	
チューインガ軟化剤	
ム軟化剤	
調味料(甘味アミノ酸のみから構成される場合にあて	ては、調味料(アミノ
料及び酸味料酸)	
に該当するも主としてアミノ酸から構成される場合(	アミノ酸のみから構成
のを除く。) される場合を除く。) にあつては、調味料	斗(アミノ酸等)
核酸のみから構成される場合にあつては	、調味料(核酸)
主として核酸から構成される場合(核酸	のみから構成される場
合を除く。) にあつては、調味料(核酸等	<del>,</del>
有機酸のみから構成される場合にあつて	は、調味料(有機酸)
主として有機酸から構成される場合(有	i機酸のみから構成され
る場合を除く。) にあつては、調味料(有	<b>i機酸等</b> )
無機塩のみから構成される場合にあつて	は、調味料(無機塩)
主として無機塩から構成される場合(無	₹機塩のみから構成され <b></b>
る場合を除く。) にあつては、調味料(無	無機塩等)
豆腐用凝固剤 豆腐用凝固剤又は凝固剤	
苦味料 苦味料	
乳化剤 乳化剤	
p H調整剤 p H調整剤	
膨脹剤、膨張剤、ベーキングパウダー又	はふくらし粉

	日本	米国	EU	Codex
表示の基本的ルール	使用した添加物を物質名で表示する(食衛法) 食品添加物以外の区分と食品添加物の区分に分けて、 それぞれの区分毎に重量の 多い順に表示する(JAS法)	食品素材、食品添加物、GRAS物質の別を問わず、一般名もしくは慣用名を含有量の多いものから順に表示する但し、2%以下の含量物はその旨の表示後に順不同に表示する(21CFR101.4(a))	べて物質名もしくは E 番号を表示する 食品素材と食品添加物を区別せず全ての原材料を製造	べて物質名もしくは INS 番 号を表示する
表示方法	(原則)物質名	(原則)一般名、慣用名	(原則)物質名 or E番号	(原則)物質名 or INS 番号
	(物質名の代わりに) 簡略名・類別名 簡略名・類別名表示可能 な添加物は通知で規定	簡略名・類別名 一般名、慣用名が類を示して いる添加物がある(カラメル、レシチ ソ等) 簡略名を CFR で規定 (21CFR101.22(k))		簡略名・類別名 物質名が類を示している 添加物がある(アントシアニン 類、加テン類、炭酸ナトリウム類、 脂肪酸塩類等)
	(物質名等と用途名併記) 甘味料等 8 用途を省令で 規定	用途名併記 保存料,膨脹剤、イ-ストフ-ト・,ル・ン 生地調整剤,食感保持剤の 5 用途を規定 (21CFR101.4(b))	用途名併記 甘味料等 22 用途を規定	用途名併記 甘味料等 23 用途を規定
	(物質名の代わりに) 一括名 香料、酸味料等 14 用途の 食品添加物を省令、通知 で規定	一括名 香辛料(抽出物を含む) 天 然香料、合成香料、ガムベース、 チューインガム軟化剤 検定が義務付けられていない 着色料(21CFR101.22)	一括名 香料,ガムベース(ガムベースは 食品添加物の範囲外)	一括名 香料,ガムベース(ガムベースは 食品添加物の範囲外)
	文字の大きさを規定、原 則 8 ポイント	文字の大きさを規定、原則 文字サイズは高さ 1/16 イン チ (約5ポイント)以上 (21CFR101.2)	文字サイズの規定はない	文字サイズの規定はない
衣略 場 お は は は は に に に に に に に に に に に に に	加定加食も起含変の者品く影い キ定又用製ててがきまり (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	加定されたことではいる。 加定されたでは、 ののにしさ常品の、か食いのでは、 ののにしてでは、 ののにしてでは、 ののには、 ののには、 ののには、 ののにはでするがですがです。 でのでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでが、 ののでがでがでが、 ののでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでが	として摂食されず、食品、 原材料の処理あるいは連ある技術的目的を達用的に意図的に意図的にはまたの物質または非のの 導体しかしまが最終製品に必ず、 はなが最終しまがしたが最終したが最終製品ではでのができた。 はではないではないではないではでいる。 はでは、では、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、 はでは、	残的の 食い キ定物物 最品る加れ中要 部がる かい
	栄養強化目的	間接食品添加物 (21CFR101.100(a)(3) ) 特定の規格食品 (バター,チーズ,アイス クリームに用いられた着色料) (21CFR101.22(k)(3)	栄養強化剤は食品添加物の 範囲外	合」 栄養強化剤は食品添加物の 範囲外